

新旧対照表

改正後	現行								
<p>高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金交付要綱</p> <p>第1～17条【省略】</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和2年3月27日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第1号及び第3号から第6号<u>まで</u>、第9条第3項、第10条、第13条、第14条<u>並びに</u>第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則【省略】</p> <p>附 則</p> <p><u>1 この要綱は、令和5年2月9日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金交付要綱</p> <p>第1～17条【省略】</p> <p>附 則</p> <p>1【省略】</p> <p>2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第1号及び第3号から第6号、第9条第3項、第10条、第13条、第14条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則【省略】</p> <p><u>(追加)</u></p>								
<p>別表第1（第3条関係）</p>	<p>別表第1（第3条関係）</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="103 1002 728 1053">補助対象経費</th> <th data-bbox="728 1002 1115 1053">補助率等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="103 1053 728 1497"> <p>【省略】</p> <p>1. 漁船取得・改修費</p> <p>(1)以下に掲げるものに要する取得・改修に係る経費（ただし、借受者が所有している漁船をセンターが購入・改修した後に借受者に貸し付けるために必要な漁船の取得及び改修に係る経費を除く。）</p> <p>ア 船体</p> <p>船体（船殻、船倉、ブリッジ等）、揚錨装置、係船装置、塗装、甲板被覆、舵、</p> </td> <td data-bbox="728 1053 1115 1497"> <p>【補助率】</p> <p>【省略】</p> <p>【補助上限額】</p> <p>1 中核的漁業者<u>当たり 250万円</u>。ただし、大型定置網経営体（※2）は <u>500万円</u> とする（※4）。</p> <p>【補助対象】</p> <p>【省略】</p> </td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費	補助率等	<p>【省略】</p> <p>1. 漁船取得・改修費</p> <p>(1)以下に掲げるものに要する取得・改修に係る経費（ただし、借受者が所有している漁船をセンターが購入・改修した後に借受者に貸し付けるために必要な漁船の取得及び改修に係る経費を除く。）</p> <p>ア 船体</p> <p>船体（船殻、船倉、ブリッジ等）、揚錨装置、係船装置、塗装、甲板被覆、舵、</p>	<p>【補助率】</p> <p>【省略】</p> <p>【補助上限額】</p> <p>1 中核的漁業者<u>当たり 250万円</u>。ただし、大型定置網経営体（※2）は <u>500万円</u> とする（※4）。</p> <p>【補助対象】</p> <p>【省略】</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1115 1002 1731 1053">補助対象経費</th> <th data-bbox="1731 1002 2107 1053">補助率等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1115 1053 1731 1497"> <p>【省略】</p> <p>1. 漁船取得・改修費</p> <p>(1)以下に掲げるものに要する取得・改修に係る経費（ただし、借受者が所有している漁船をセンターが購入・改修した後に借受者に貸し付けるために必要な漁船の取得及び改修に係る経費は除く）</p> <p>ア 船体</p> <p>船体（船殻、船倉、ブリッジ等）、揚錨装置、係船装置、塗装、甲板被覆、舵、マ</p> </td> <td data-bbox="1731 1053 2107 1497"> <p>【補助率】</p> <p>【省略】</p> <p>【補助上限額】</p> <p>1 中核的漁業者あたり 2,500千円。ただし、大型定置網経営体（※2）は 5,000千円とする（※4）。</p> <p>【補助対象】</p> </td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費	補助率等	<p>【省略】</p> <p>1. 漁船取得・改修費</p> <p>(1)以下に掲げるものに要する取得・改修に係る経費（ただし、借受者が所有している漁船をセンターが購入・改修した後に借受者に貸し付けるために必要な漁船の取得及び改修に係る経費は除く）</p> <p>ア 船体</p> <p>船体（船殻、船倉、ブリッジ等）、揚錨装置、係船装置、塗装、甲板被覆、舵、マ</p>	<p>【補助率】</p> <p>【省略】</p> <p>【補助上限額】</p> <p>1 中核的漁業者あたり 2,500千円。ただし、大型定置網経営体（※2）は 5,000千円とする（※4）。</p> <p>【補助対象】</p>
補助対象経費	補助率等								
<p>【省略】</p> <p>1. 漁船取得・改修費</p> <p>(1)以下に掲げるものに要する取得・改修に係る経費（ただし、借受者が所有している漁船をセンターが購入・改修した後に借受者に貸し付けるために必要な漁船の取得及び改修に係る経費を除く。）</p> <p>ア 船体</p> <p>船体（船殻、船倉、ブリッジ等）、揚錨装置、係船装置、塗装、甲板被覆、舵、</p>	<p>【補助率】</p> <p>【省略】</p> <p>【補助上限額】</p> <p>1 中核的漁業者<u>当たり 250万円</u>。ただし、大型定置網経営体（※2）は <u>500万円</u> とする（※4）。</p> <p>【補助対象】</p> <p>【省略】</p>								
補助対象経費	補助率等								
<p>【省略】</p> <p>1. 漁船取得・改修費</p> <p>(1)以下に掲げるものに要する取得・改修に係る経費（ただし、借受者が所有している漁船をセンターが購入・改修した後に借受者に貸し付けるために必要な漁船の取得及び改修に係る経費は除く）</p> <p>ア 船体</p> <p>船体（船殻、船倉、ブリッジ等）、揚錨装置、係船装置、塗装、甲板被覆、舵、マ</p>	<p>【補助率】</p> <p>【省略】</p> <p>【補助上限額】</p> <p>1 中核的漁業者あたり 2,500千円。ただし、大型定置網経営体（※2）は 5,000千円とする（※4）。</p> <p>【補助対象】</p>								

新旧対照表

改正後		現行	
<p>マストその他の標準的な装備（口蓋、防舷材、ドレンプラグ、配線・配管工事、アンカー等）</p> <p>イ 機関</p> <p>主機関（過給機及び空気冷却器を含む機関本体、補機関（機関本体）その他標準的な装備（軸系、推進機、減速逆転装置、操舵装置、燃料タンク等）</p> <p>ウ 設備関係</p> <p>発電機、航海灯、作業灯、集魚灯、レーダー、コンパス、無線通信装置、測位装置（GPS）、魚群探知機、揚網・縄機（ウインチ等）、自動操舵装置、自動船舶識別装置その他漁業に必要な標準的な設備</p> <p>(2) 【省略】</p> <p>2. 漁具等の取得・設置費</p> <p>(1)以下に掲げるものに要する取得・設置に係る経費</p> <p>ア 【省略】</p> <p>イ 漁具等</p> <p>船上クレーン、海水冷却装置、モニタリング機器、自動給餌機、洗浄機、海苔等乾燥機その他水産庁長官が認めるもの</p> <p>ウ 【省略】</p>		<p>マスト、その他の標準的な装備（口蓋、防舷材、ドレンプラグ、配線・配管工事、アンカー等）</p> <p>イ 機関</p> <p>主機関（過給機及び空気冷却器を含む機関本体、補機関（機関本体）、その他標準的な装備（軸系、推進機、減速逆転装置、操舵装置、燃料タンク等）</p> <p>ウ 設備関係</p> <p>発電機、航海灯、作業灯、集魚灯、レーダー、コンパス、無線通信装置、測位装置（GPS）、魚群探知機、揚網・縄機（ウインチ等）、自動操舵装置、自動船舶識別装置、その他漁業に必要な標準的な設備</p> <p>(2) 【省略】</p> <p>2. 漁具等の取得・設置費</p> <p>(1)以下に掲げるものに要する取得・設置に係る経費</p> <p>ア 【省略】</p> <p>イ 漁具等</p> <p>船上クレーン、海水冷却装置、モニタリング機器、自動給餌機、洗浄機、海苔等乾燥機、その他水産庁長官が認めるもの</p> <p>ウ 【省略】</p>	<p>【省略】</p>
<p>※1 「地域計画に参加する漁業者」とは高知県成長産業化審査会において、リース料の支払について特段の支障がないと認められた者とする。</p> <p>※2 【省略】</p> <p>※3 「大型定置網経営体」とは、以下の全てを満たす者とする。</p>		<p>※1 「地域計画に参加する漁業者」とは高知県成長産業化審査会において、リース料の支払いについて特段の支障がないと認められた者とする。</p> <p>※2 【省略】</p> <p>※3 「大型定置網経営体」とは、以下の全てを満たす者とする。</p>	

新旧対照表

改正後	現行
<p>(ア) 定置網漁業権を有し、大型定置網漁業（網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深 <u>27</u>メートル以上であるもの）を営んでいる者又は営もうとする者（ただし、法人以外の社団を除く。）</p> <p>(イ) 以下の全てを満たす事業戦略を策定し、その事業戦略の計画期間内である者</p> <p>a. 以下の項目を検討し、整理したものであること</p> <p>(a) 事業概要、会社の特徴、外部環境（機会と脅威）、内部環境（強みと弱み）等の分析</p> <p>(b) ありたい姿（5年後）の目標</p> <p>(c) 実現するための課題設定</p> <p>(d) 課題改善に向けた行動計画（取組内容）、中長期（5年間）の業績の目論見</p> <p>b. 経営の改善が見込め、実現可能なものであること</p> <p>※4 令和4年度以降において、高知県漁船導入支援事業費補助金 <u>若しくは</u> 高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金 <u>又はその両方</u> の交付を受けた場合は、その交付額の合計を <u>250万円</u>（ただし、大型定置網経営体は <u>500万円</u>）から減額した額を補助上限額とする。</p> <p>別表第2～3【省略】</p>	<p>(ア) 定置網漁業権を有し、大型定置網漁業（網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深二十七メートル以上であるもの）を営んでいる者又は営もうとする者（ただし、法人以外の社団を除く）</p> <p>(イ) 以下の全てを満たす事業戦略を策定し、その事業戦略の計画期間内である者</p> <p>a. 以下の項目を検討し、整理したものであること</p> <p>(a) 事業概要、会社の特徴、外部環境（機会と脅威）、内部環境（強みと弱み）等の分析</p> <p>(b) ありたい姿（5年後）の目標</p> <p>(c) 実現するための課題設定</p> <p>(d) 課題改善に向けた行動計画（取組内容）、中長期（5年間）の業績の目論見</p> <p>b. 経営の改善が見込め、実現可能なものであること</p> <p>※4 令和4年度以降において、高知県漁船導入支援事業費補助金及び高知県水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金の交付を受けた場合は、その交付額の合計を2,500千円（ただし、大型定置網経営体は5,000千円）から減額した額を補助上限額とする。</p> <p>別表第2～3【省略】</p>